

船橋市福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認票

No.	項目	内容
1	運送主体	<p>名称：NPO 法人 健康友の会なのはな 住所：千葉市花見川区幕張町5-391-3 代表者名：秋元 稔 連絡先：043-311-5502</p> <p>(概要) 船橋市二和東5-1-1 NPO 法人 健康友の会なのはな 二和事業所 移動困難者移送業務 助け合い生活支援</p>
2	事業内容	<p>運送の対象 船橋市に居住し、対象となる旅客は、会員として登録されたつぎに掲げる者及びその付添い人とする。(令和5年 12月末日現在) 詳細は名簿のとおり <u>イ：53人、ロ：人 ハ：人 ニ：83人、ホ：22人、ヘ：人、ト：人 合計：157人</u></p> <p>輸送拠点 船橋市</p>
	利用者から收受する対価	<p>運送の対価 距離制：5Km まで 600 円、5~10Km 1,200 円 5Km 毎 600 円加算 (説明) 別紙 運送の対価のとおり</p> <p>運送の対価外の対価 生活支援サービス 車いす基本料金 500 円 時間制：30 分以内 500 円 60 分以内 1,000 円 60 分以上 30 分毎 500 円</p> <p>その他 (入会金等) 入会金 1,000 円</p>
4	使用する車両の種類	<p>使用車両 <u>ア：寝台車 台、イ：車いす車 7台、ウ：兼用車 台</u> <u>エ：回転シート車 台、オ：セダン等 2台</u> 合計：9台</p> <p>使用権原 使用権原使用車両のすべてについて、運送主体が使用権原を有している。</p> <p>複数乗車 <input type="checkbox"/>あり (下記に内容記入) <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>
	運 転 者	<p><u>運転者 12名</u> (内訳) <u>普通二種免許保持者 2名、普通免許保持者 10名</u> ○一定期間運転免許停止処分を受けていない。 《講習等の名称》 「参考様式第へ号」のとおり</p>
	損害賠償措置	<p>損害保険ジャパン株式会社 (対人：無制限、対物：無制限、搭乗者：3,000万円)</p>
7	管理運営体制	別紙「様式7」のとおり
8	法令順守	別紙「様式3号、宣誓書」のとおり

運送主体名：NPO 法人健康友の会なのはな 二和事業所

運送の対価

＜運送の対価＞		距離制
5Km まで		600 円
5Km～10Km		1,200 円
5Km 増すごとに		600 円
＜運送の対価以外の対価＞		不変
生活支援サービス	30 分以内	500 円
〃	60 分以内	1,000 円
〃	60 分以上 30 分毎	500 円加算
＜その他＞		不変
入会金		1,000 円
車いす基本料金		500 円